

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2018年4月23日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

2号機の管理区域(注3)境界の変更

廃止措置中の2号機タービン建屋1階に設置される機器搬入口シャッターの使用停止に伴い、機器搬入口の管理区域境界をシャッターから内側に設置されている鋼製のスライド扉に変更します。

1,2号機の排気経路切り替え完了に伴う変更

1,2号機共用排気筒から1号機排気口、2号機排気口への排気経路の切り替えが完了(2018年2月20日お知らせ済み)したことに伴い、切り替えるまでの放射性気体廃棄物の管理に関する規定等を削除します。

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受ける規定です。
- 注3 管理区域とは、原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止す
るとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正におこなうため、他の一般区域から隔離し
た区域のこと。

以上